

# 地域農業の将来ビジョン確立に向けた情報発信業務

## 業務仕様書

令和 4 年 1 1 月  
岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「地域農業の将来ビジョン確立に向けた情報発信業務」（以下「本業務」という。）の委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 業務の概要

### (1) 業務の名称

地域農業の将来ビジョン確立に向けた情報発信業務

### (2) 委託期間

委託契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

### (3) 委託料の上限額

1,999,800円（税込）

### (4) 業務目的

地域ぐるみで農業の維持・発展に取り組む地域の姿を紹介し、本県農業への興味・関心を高めるとともに、地域の話合いにより将来の農業の在り方を考える取組（地域計画の策定）<sup>※</sup>の必要性の理解促進と機運醸成を図るため、動画の作成等による情報発信を行うもの。

### (5) 業務の背景

農業従事者の減少や高齢化が進行する中であって、今後も地域の農地が適切に利用されるよう、将来の農地利用の姿を明確にすることが必要である。

このために、農業者だけでなく、地域の関係者が一体となって、「将来、地域の農地を誰が利用し、どのように維持・発展させていくか」といった将来のビジョンを話し合う必要がある。

令和5年4月に施行される農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律において、地域の将来の農地利用の姿について関係者による話合いを行い、この結果を踏まえて、市町村が、令和7年3月までに地域計画を策定することとなったため、その取組の理解促進と機運醸成が求められている。

本県では、今年度、県内の農業関係機関・団体による推進体制を構築し、「未来につなげよう 地域の宝 人と農地」をスローガンに掲げ、農業者等への周知や地域の機運醸成を図るための取組を進めており、その取組の強化に当たり、効果的な広報が必要である。

#### ※ 「地域計画の策定」とは

人・農地プラン（地域農業マスタープラン）を法定化し、地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するもの。「将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか」、「農地を含め、地域農業をどのように維持・発展していくか」など、地域の関係者が一体となって話し合うもの。

(6) 業務内容

ア 動画制作

(ア) 地域ぐるみで農業の維持・発展に取り組む地域の姿を紹介する動画の制作

項目	内容
動画の内容	地域ぐるみで農業の維持・発展に取り組む地域の姿を紹介し、本県農業への興味・関心を高め、地域の話合いの必要性が伝わるような動画とする。
業務内容	県内の先進的な取組を行う2地域を対象に、 <ul style="list-style-type: none"><li>・当該地域における取組の取材及び動画撮影</li><li>・当該地域のキーパーソン等へのインタビュー、撮影</li></ul>
仕様	5分程度の動画 1本
留意事項	取材先、取材対象者の選定や取材日程等について、県と協議の上決定すること。

(イ) 地域計画の策定に向けた取組や制度等を紹介する動画の制作

項目	内容
動画の内容	地域計画の策定に向けた将来の農業の在り方を話し合う地域の様子や制度等を紹介し、地域計画策定の必要性についての理解促進と機運醸成を図るような動画とする。
業務内容	地域の話合い等を行っている先行地域1地域を対象に、 <ul style="list-style-type: none"><li>・当該地域の話合いの進め方や様子を撮影</li><li>・話し合いの参加者や関係機関等へのインタビュー、撮影</li><li>・地域計画を策定する取組趣旨や進め方、関係機関の支援体制等の説明動画を作成</li></ul>
仕様	10分程度の動画 1本
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・取材先、取材対象者の選定や取材日程等について、県と協議の上決定すること（花巻市湯本地区を想定）。</li><li>・地域計画を策定する取組の趣旨や進め方、関係機関の支援体制等の説明動画については、わかりやすさに十分配慮した構成とし、写真やイラストなどを多く取り入れ、平易な文章表現とすること。</li></ul>

(ウ) ダイジェスト版の作成

項目	内容
動画の内容	上記（ア）、（イ）の内容をまとめ、地域計画の策定の必要性についての理解促進と機運醸成を図るような動画とすること。
仕様	3分程度の動画 1本

### (エ) 共通事項

- ・ 動画の企画、制作の一連の業務を行うこと。
- ・ 3本の動画は、岩手県公式動画チャンネル（YouTube）で公開し、広く一般県民へ発信するほか、地域の話合いの場における放映等に利用することから、使用する映像及び音声に係る肖像権、著作権等の権利関係の処理、調整を行うこと。
- ・ 動画データについては、県が、岩手県公式動画チャンネル（YouTube）内で発信可能なファイル形式とするものとし、ファイル形式を県と協議の上、電子記録媒体（DVD等）に記録し納品すること。なお、納品枚数は各2枚とすること。
- ・ 県は、受託者の求めがあった場合には、制作のために必要な資料の提供を行うものとし、受託者は、これによらない写真等資料収集、写真撮影及び取材を行うこと。
- ・ （ア）に関する動画は、2月上旬を目途に納品すること。（ア）以外は委託期間内に納品すること。

### イ チラシの作成

項目	内容
チラシの内容	ア（ア）、（イ）の動画内容を紙媒体で発信するもの。
業務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 取材内容は、ア（ア）、（イ）と同様</li><li>・ ア（ア）、（イ）により取材した内容を基にしたチラシの企画（タイトルの提案を含む）、デザイン、編集、校正</li><li>・ ア（ア）、（イ）により取材した内容ごとに、2種類作成</li><li>・ 補足作業が必要な内容についての資料の収集、写真撮影、取材、執筆</li><li>・ 印刷用データの作成</li></ul>
仕様	A4版、2ページ程度、カラー（写真・イラストを含む）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 取材の際は、カメラマンを同行させ、撮影の選任担当とすること。</li><li>・ デザインや内容については、受託者と県で調整の上決定すること。</li><li>・ 校了までに、2～3回程度校正のやりとりを行うこと。</li><li>・ 印刷物は、地域の話合いの場や関係機関・団体の会議等で配布するほか、県ホームページに掲載することから、使用する映像及び音声に係る肖像権、著作権等の権利関係の処理、調整を行うこと。</li><li>・ 県は、受託者の求めがあった場合には、制作のために必要な資料の提供を行うものとし、受託者は、これによらない写真等資料収集、写真撮影及び取材を行うこと。</li><li>・ 印刷データについては、ファイル形式を県と協議の上、電子記録媒体（DVD等）に記録し納品すること。なお、納品枚数は各2枚とすること。</li><li>・ （ア）に関するチラシの印刷用データは、2月上旬を目途に納品すること。（ア）以外は委託期間内に納品すること。</li></ul>

## ウ SNSによるターゲティング広告

項目	内容
広告の内容	・上記アの(ア)で制作した動画等を活用し、YouTubeなどのSNSによる広告(ターゲティング広告)を実施する。
業務内容	・SNS広告の管理等の一連の業務
留意事項	・広告は上記ア(ア)の動画を活用することを想定するが、必要に応じ適宜編集して構わない。 ・SNS広告の配信をもって納品とする。ただし、広告実施前に、サンプル等を県に提出し、確認を受けること。 ・SNS広告の実施媒体は自由とするが、作成した動画の内容を広く周知するため、予算の範囲内で最大限の効果を発揮できると考えられる媒体を選択すること。なお、アカウント開設が必要な場合は、提案者においてアカウントを開設すること。 ・ターゲティング広告の対象は、本業務の目的を考慮した上で、岩手県内在住者を中心に設定すること。 ・広告実施に係る費用は、上記「(3)委託料の上限」の予算の範囲内で、提案者において効果的と思われる金額を設定すること。

## エ 自由提案

上記ア～ウに加え、本業務の目的に合致した効果的な企画があれば提案すること。

なお、自由提案の実施に要する経費は、上記「(3)委託料の上限額」の範囲内とする。

## (7) 業務報告

上記(6)の内容に係る実施経緯及び結果を取りまとめた業務報告書を作成し、提出すること。

なお、業務報告書の納品については、書面及び電子データ(Microsoft Word 又は PowerPoint 形式)で提出すること。

## 2 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

### (2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとし、成果品及び成果品に収められた映像や使用した写真等（以下「成果品等」という。）は、今後、県が自由に利用できるものとする。

なお、成果品等は、改変して利用する場合があります、その場合において、著作権の名誉・声望を害しない方法による改変利用については、著作権は作品の同一性保持権を行使しないものとする。

その他詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

### (5) 機密の保持

受託者（再委託先を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

### (6) 個人情報の保護

受託者（再委託先を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。